# 処遇改善加算等について



# 現在の加算の種類

- ①介護職員処遇改善加算 | ~|||
- ②介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ・Ⅱ
- ③介護職員等ベースアップ等支援加算

## 令和6年2月からの介護職員処遇改善支援補助金について

- 「デフレ完全脱却のための総合経済対策」(令和 5 年11月 2 日閣議決定)に基づき、介護職員を対象に、賃上げ効果が継続される取組を 行うことを前提として、収入を 2 %程度(月額平均6,000円相当)引き上げるための措置を、令和 6 年 2 月から前倒しで実施するために必要な経費を令和 5 年度内に都道府県に交付する。
- 介護職員以外の他の職種の処遇改善にこの処遇改善の収入を充てることができるよう柔軟な運用を認める。
- ◎対象期間 令和6年2月~5月分の賃金引上げ分(以降も、別途賃上げ効果が継続される取組みを行う)
- ◎補助金額 対象介護事業所の介護職員(常勤換算) 1 人当たり月額平均6,000円の賃金引上げに相当する額。対象サービスごとに介護職員数(常勤換算)に応じて必要な交付率を設定し、各事業所の総報酬にその交付率を乗じた額を支給。

#### ◎取得要件

- 介護職員ベースアップ等支援加算を取得している事業所(令和6年4月から介護職員等ベースアップ等支援加算を取得見込みの事業所も含む)
- 上記かつ、令和6年2・3月分(令和5年度中分)から実際に賃上げを行う事業所
- 賃上げ効果の継続に資するよう、補助額の2/3以上は介護職員等の月額賃金(※)の改善に使用することを要件とする(4月分以降。基本給の引上げに伴う賞与や超過勤務手当等の各種手当への影響を考慮しつつ、就業規則(賃金規程)改正に一定の時間を要することを考慮して、令和6年2・3月分は全額一時金による支給を可能とする。)
  - ※「基本給」又は「決まって毎月支払われる手当」

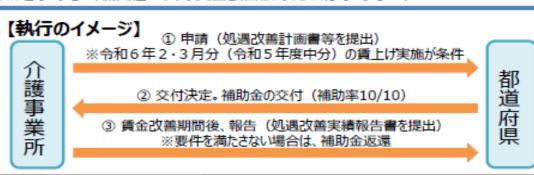
#### ◎対象となる職種

- 介護職員
- 事業所の判断により、介護職員以外の他の職種の処遇改善にこの処遇改善の収入を充てることができるよう柔軟な運用を認める。
- ◎申請方法 各事業所において、都道府県に介護職員・その他職員の賃金改善額を記載した計画書(※)を提出。
  - ※賃金改善額の総額(対象とする職員全体の額)の記載を求める(職員個々人の賃金改善額の記載は求めない)
- ◎報告方法 各事業所において、都道府県に賃金改善期間経過後、計画の実績報告書(※)を提出。
  - ※賃金改善額の総額(対象とする職員全体の額)の記載を求める(職員個々人の賃金改善額の記載は求めない)

#### ◎交付方法

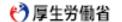
対象事業所は都道府県に対して申請し、対象事業所に対して補助金支払(国費10/10、約364億円(事務費含む))。

- ◎申請・交付スケジュール
- ✓ 都道府県に対しては令和5年度内に概算交付
- ※ 事業者に対する交付スケジュールとして、都道府県における準備等の観点から、やむをえない事情による場合は、令和6年4月から受付、6月から交付することも想定。
- ✓ 賃金改善期間後、処遇改善実績報告書を提出。



兵庫県➤介護職員処遇改善支援補助金(令和6年2月から5月)について

http://web.pref.hyogo.lg.jp/kf05./shogukaizen./hozyokin.html



# 「介護職員処遇改善支援補助金」のご案内 令和6年2月分からスタート

厚生労働省は、令和6年2月分から5月分の賃金改善の補助として、 介護職員の処遇改善を図るための「介護職員処遇改善支援補助金」を交付します。

#### Q1. どのような補助金なの?

- A1. 令和6年2月分から5月分の介護職員の賃上げを目的とする補助金です。
- 2 ~ 5月分まで、介護サービス事業所・施設等に対し、従来の介護報酬上の処遇改善加算等に加えて、 全額を介護職員等の賃上げに使うことを要件とした補助金を創設します。
- 6月以降は、介護報酬改定により、今日の補助金額を上回る加算率の上乗せを行うこととしています。

#### Q2. 補助金の額はどのように決められるの?

- A2. 各事業所の総報頭に、サービスごとに設定した交付率を乗じた額を支給します。
- ●以下の算定式に基づき、各事業所が受け取る補助金の額を算定・支給します。 算定式の「加質減算」には、処遇改善加質・特定処遇改善加算・ベースアップ等加質分が含まれます。

ある月の総報酬 (《基本報酬+加算減算》× <sup>1単位の</sup> 単価



\_

補助額

- ●これにより、標準的な頭員配置の事業所で、介護頭員1人当たり月額6,000円相当の 補助会が交付されます。
- ※ このような仕組みで補助金を算定・支給するため、各事業所の職員配置状況などによっては、 介護職員の皆さ末全員に対して、一律で月額6,000円の引き上げを行うものではありません。

#### Q3. 補助金の申請手続きは?

- A3. 法人ごとに都道府県に対して申請を行えます。
- ・補助会を申請する場合、事業者は、都道府環に計画書を提出してください。 ※ 介護報酬関係で市町村に届出を行うサービス事業者も、この補助金の展出先は修道府県です。
- ●都道府県ごとに、同一法人内の事業所の申請をまとめて行うことができます。計画責は、都道府県か ら示される様式を用い、都道府県ごとに作成してください。
- ●補助期間終了後、事業者は都道府県に実績報告書を提出する必要があります。 (要件を満たさない場合は、補助金の返還が必要となることがあります。)
- ◆今回の補助金の支払は、申請後、補助額が確定した後で、各都道府県から行われます。





# 処遇改善加算の一本化及び加算率の引上げ(令和6年6月~)

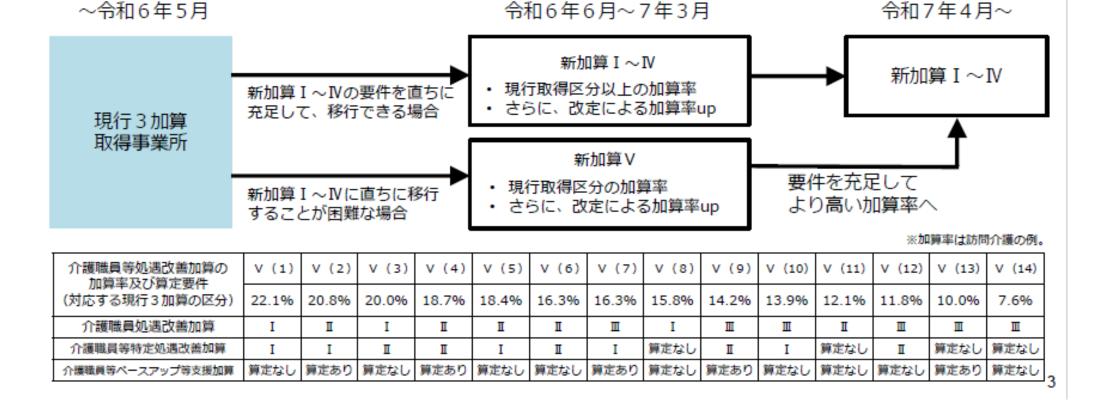
- 介護現場で働く方々にとって、令和6年度に2.5%、令和7年度に2.0%のベースアップへと確実につながるよう 加算率の引上げを行う。
- 介護職員等の確保に向けて、介護職員の処遇改善のための措置ができるだけ多くの事業所に活用されるよう推進する観点から、介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算、介護職員等ベースアップ等支援加算について、現行の各加算・各区分の要件及び加算率を組み合わせた4段階の「介護職員等処遇改善加算」に一本化を行う。
  - ※ 一本化後の加算については、介護職員への配分を基本とし、特に経験・技能のある職員に重点的に配分することとするが、事業所内での柔軟な職種間配分を認める。また、人材確保に向けてより効果的な要件とする等の観点から、月額賃金の改善に関する要件及び職場環境等要件を見直す。
  - ※ 令和6年度末までの経過措置期間を設け、加算率並びに月額賃金改善要件及び職場環境等要件に関する激変緩和措置を講じる。

加算率 (※)	B	現存の	要件は黒字、新規・修正する要件は <mark>赤字</mark>	対応する現行の加算等 🐼 新加算の趣旨			
【24.5%】	新加算	Ι	新加算(II)に加え、以下の要件を満たすこと。  ・ 経験技能のある介護職員を事業所内で一定割合以上 配置していること(訪問介護の場合、介護福祉士30%以上)	a. 処遇改善加算(I) 【13.7%】 b. 特定処遇加算(I) 【6.3%】 C. ペースアップ等支援加算 【2.4%】	事業所内の経験・ 技能のある職員を 充実		
【22.4%】	(介護職員等処遇	Π	新加算(Ⅲ)に加え、以下の要件を満たすこと。	a. 処遇改善加算 (I) 【13.7%】 b. 特定処遇加算 (II) 【4.2%】 C. ペースアップ等支援加算 【2.4%】	総合的な職場環境 改善による職員の 定着促進		
【18.2%】	処遇改善加算	Ш	新加算 (IV) に加え、以下の要件を満たすこと。 ・ 資格や勤続年数等に応じた昇給の仕組みの整備	a. 処遇改善加算 (I) 【13.7%】 b. ベースアップ等支援加算 【2.4%】	資格や経験に応じ た昇給の仕組みの 整備		
【14.5%】	算	IV	<ul> <li>新加算(IV)の1/2 (7.2%)以上を月額賃金で配分</li> <li>職場環境の改善(職場環境等要件)【見直し】</li> <li>賃金体系等の整備及び研修の実施等</li> </ul>	a. 処遇改善加算(Ⅱ) 【10.0%】 b. ベースアップ等支援加算 【2.4%】	介護職員の基本的 な待遇改善・ベー スアップ等		

※:加算率は訪問介護のものを例として記載。職種間配分の柔軟化については令和6年4月から現行の介護職員処遇改善加算及び介護職員等処遇改善加算に適用。 なお、経過措置区分として、令和6年度末まで介護職員等処遇改善加算(V)(1)~(14)を設け、現行の3加算の取得状況に基づく加算率を維持した上で、 今般の改定による加算率の引上げを受けることができるようにする。

# 現行制度から一本化後の介護職員等処遇改善加算への移行

- 現行の一本化後の新加算 I 〜IVに直ちに移行できない事業所のため、激変緩和措置として、新加算 V (1〜14)を令和 7 年 3 月までの間に限り設置。
- 新加算 V は、令和 6 年 5 月末日時点で、介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算、介護職員等ベースアップ等支援加算 (現行 3 加算)のうちいずれかの加算を受けている事業所が取得可能(新加算 I ~ IVのいずれかを取得している場合を除く。)。
- 新加算 V は、現行 3 加算の取得状況に基づく加算率を維持した上で、今般の改定による加算率の引上げを受けることができるように する経過措置。
- 新加算 V の配分方法は、加算 I ~IVと同様、介護職員への配分を基本とし、特に経験・技能のある職員に重点的に配分することとするが、事業所内で柔軟な配分を認める。



(\*)厚生労働省 介護事業所の皆さまへ

## 「処遇改善加算」の制度が一本化(介護職員等処遇改善加算) され、加算率が引き 上がります

介護職員の人材確保を更に推し進め、介護現場で働く方々にとって、令和6年度に 2.5%、令和7年度に2.0%のベースアップへとつながるよう、令和6年6月以降、 処遇改善に係る加算の一本化と、加算率の引上げを行います。

新加算の算定要件は、①キャリアパス要件、②月額賃金改善要件、③職場環境等 要件、の3つです。令和7年度以降の新加算の完全施行までに、令和6年度の スケジュールを踏まえ、計画的な準備をお願いします。(6年度末まで経過措置期間)

#### 令和6年5月まで

<b>机械放电机器</b>	特定品頭改善	ベースアップ書	合計の 加算率				
	1	有	22.4%				
なし 20.09							
1	п	有	20.3%				
		なし	17.9%				
	+0.1	揮	16.1%				
	なし	なし	13.7%				
	1	有	18.7%				
	1	なし	16.3%				
п	п	有	16.6%				
-	-	なし	14.2%				
'	なし						
	40	なし	10.0%				
	-	有	14.2%				
	I 有 14.2% なし 11.8%						
	п	有	12.1%				
	-11	なし	9.7%				
'	なし	有	7.9%				
	#U	なし	5.5%				

#### 令和6年6月から

※加算率は全て 訪問介護の例

介護職員等 処遇改善加算 (新加算)	加賀率
I	24.5%
п	22.4%
ш	18.2%
IV	14.5%

+新加算V

令和6年度中は必ず 加算率が上がる仕組み



一本化

要件を再編・統合

加算率引上げ

令和6年度中の経過措置(激変緩和措置) として、新加算V(1)~ V(14)を設けます。

令和6年6月から令和6年度末までの経過措置区分とし て、現行3加算の取得状況に基づく加算率を維持した上 で、今般の改定による加算率の引上げを受けることがで きるよう、新加算V(1)~ V(14)を設けます。 (加算率22.1%~7.6%)

○ 今般の報酬改定による加算措置の活用や、賃上げ促進税制の活用等を組み合わせることにより、令和6年 度に+2.5%、令和7年度に+2.0%のベースアップを実現いただくようお願いしています。



今般の報酬改定では、処遇改善分について<u>2年分を措置</u>しており、令和7年度分を前倒しして賃上げい ただくことも可能。前側しした令和6年度の加算額の一部を、令和7年度内に繰り越して賃金改算に充てる ことも可。

#### R7年度の親上げ原貨の一部を、R6年度の加算に前側しして推置 (類倒ししたR6年度の加算額の一部を、R7年度に繰り貸し可能) Rの作品の 製造の単語が R649E0MME R7年度の貸上げ原貨 R6年度の質上げ原資 Rの数象点で SATMEDO 医金数数

#### 賃上げ促進税制とは…

- 事業者が賃上げを実施した場合に、 置上げ籍の一部を法人税などから検 絵で含る制度。
- 大企業・中枢企業は 賃上げ額の最大35%。 中小企業は最大45% を法人税などから控 除で含る。



#### 新加算を算定するためには・・・以下の3種類の要件を満たすことが必要です

### キャリアパス要件

I ~Ⅲは根拠規程を書面で整備の上、 全ての介護職員に周知が必要

#### R6年度中は年度内の対応の誓約で可 新加算 I ~ IV

#### キャリアパス要件 I (任用要件・賃金体系)

介護職員について、職位、職責、職務内容 等に応じた任用等の要件を定め、それらに応じた 賃金体系を整備する。

#### R6年度中は年度内の対応の誓約で可 I~IV

#### キャリアパス要件Ⅱ (研修の実施等)

- 介護職員の資質向上の目標や以下のいずれ かに関する具体的な計画を策定し、当該計画 に係る研修の実施又は研修の機会を確保する。
  - a 研修機会の提供又は技術指導等の実施。 介護職員の能力評価
  - b 資格取得のための支援 (動務シフトの調整: 休暇の付与、費用の援助等)

新加算IV相当の加算額の2分の1以上を、

月給(基本給又は決まって毎月支払われる手

現在、加算による賃金改善の多くを一時金で

行っている場合は、一時金の一部を基本給・何

月の手当に付け替える対応が必要になる場合

があります。(賃金総額は一定のままで可)

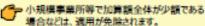
#### R6年度中は年度内の対応の誓約で可 \_\_\_\_ I ~ II キャリアパス要件Ⅲ (昇給の仕組み)

- 介護職員について以下のいずれかの仕組み を整備する。
- a 経験に応じて昇給する仕組み
- b 資格等に応じて昇給する仕組み
- c 一定の基準に基づき定期に昇給を判定 する仕組み

#### R6年度中は月額8万円の改善でも可 I・I

# キャリアパス要件IV(改善後の賃金額)

解験・技能のある介護職員のうち1人以上 は、賃金改善後の賃金額が年額440万円以 上であること。



### キャリアパス要件V(介護福祉士等の配置)

● サードス類型ごとに一定割合以上の介護福 計士等を配置していること。

## 月額賃金改善要件

月額賃金改善要件I

当)の改善に充てる。

#### R7年度から適用 I ~IV

#### 月額賃金改善要件Ⅱ

## 現行ペア加算未算定の場合のみ適用 I~IV

前年度と比較して、現行のペースアップ等加 算相当の加算額の3分の2以上の新たな基 本給等の改善(月給の引上げ)を行う。



新加算 I ~ IV への移行に伴い、現行ペア加 賃相当が新たに増える場合、新たに増えた加 算額の3分の2以上、基本給・毎月の手当 の新たな引上げを行う必要があります。

## 職場環境等要件

#### R6年度中は区分ごと1以上、取組の具体的な内容の公表は不要

I・I ● 6の区分ごとにそれぞれ2つ以上(生産性向上は3つ以上、うち一部は必須)取り組む。 情報公表システム等で実施した取組の内容について具体的に公表する。

#### R6年度中は全体で1以上

■・N ● 6の区分ごとにそれぞれ1つ以上(生産性向上は2つ以上)取り組む。

※ 新加算(I~V)では、加算による賃金改善の職種間配分ルールを統一します。 介護職員への配分を基本とし、特に経験・技能のある職員に重点的に配分することとしますが、 事業所内で柔軟な配分を認めます。

## 現行3加算から新加算への要件の推移

〈現行〉

(一本化後)

処遇改善加算 I ~Ⅲ

特定処遇改善加算Ⅰ・Ⅱ

ベースアップ等支援加算

新加算 I ~IV(介護職員等処遇改善加算)

- R6年度中は現行の加算の要件等を継 続することも可能(激変緩和措置)
- その上で、一律に加算率を引上げ

R6.6

R7.4

現行の処遇改善加算

介護職員のみに配分

現行の特定処遇改善加算

介護職員に重点配分

現行のベア加算

柔軟な配分が可能

R6.4以降、職種間配分ルールが 緩和されるため、加算全体を事業 所内で柔軟に配分することが可能

現行の処遇Ⅱ・Ⅲ

任用要件・賃金体系

研修の実施等

現行の処遇 I

昇給の仕組み

キャリアパス要件 I ~Ⅲの特例

R6年度中は、R6年度中(R7.3末 まで) に対応することの質的で可

- 申請時点で未対応でも可
- R6.4~5(一本化施行前)も 同様に誓約で可

キャリアパス 要件Ⅰ・Ⅱ

キャリアパス 要件Ⅲ

現行の特定Ⅱ

改善後の賃金額の水準

キャリアパス 要件Ⅳ

現行の特定I

介護福祉士の配置等

キャリアパス 要件V

既に加算を一定程度月額で配分 している事業所は対応不要

R6年度は猶予期間

月額賃金改善要件 I

現行のベア加算

加算額の2/3以上のベア等

月額賃金改善要件 Ⅱ

現行ベア加算を未算定の事業所のみに適用

現行の処遇・特定

職場環境等要件

R6年度は 従来のまま継続 職場環境等要件 R7.4から必要項目増

一 対応が必要な要件は事業所によって異なりますが、キャリアパス要件I~Ⅲ、 月額賃金改善要件Iは、加算を算定する全ての事業所に関係します。 各事業所で必要な対応・スケジュールは厚労省HPへ。



#### (参考1) 新加算への移行の例

※加算率は全て 紡器介護の例

例(1):キャリアパス要件や職種間配分ルールがネックとなっているケース

現行3加算の (加算8			一本化施行までの動き	R6.6以降 (加算率) 新加算II (22.4%)	
処遇改善加算	Ⅲ(5.5%)	•	キャリアパス要件 I ~Ⅲの特例を活用 (処遇 I 相当)		
特定処遇改善加算	なし	•	職種間配分ルールの改正で上位移行が 可能に(特定Ⅱ相当)		
ベア加算	あり(2.4%)		加算率引上げ		

#### 例2:ベースアップ等支援加算を取得していない事業所のケース

現行3加算の (加算率		一本化施行までの動き	R6.6以降 (加算率)	
処遇改善加算	I (12.4%)	<ul><li>この機会に現行のペア加算を新規算定</li></ul>	ard and a	
特定処遇改善加算	II (5.5%)	加算率引上げ	新加算Ⅱ (22.4%)	
ベア加算	なし	- WH+-21T()	(==::::)	

#### (参考2) 新加算等の申請等に係る提出物の提出期限一覧

提出書類	網出期限					
計画書	4月15日 ※事業者等が、令和6年6月15日までに計画の変更を届け出た場合には、受け付けること。 ※補助金についても基本的に同様(ただし、提出期限は各都進府県において設定)。					
体制届出 (体制等 状況一覧表)	現行3加算(4月・5月分)は、原則4月1日 ※指定権者において、4月15日まで延長可。また、期日を4月1日とする場合も、4月15 日までは変更を受け付けること。 ※6月以降分(新加算)についても、4月分の体制属出と同じタイミング(4月1日~4月 15日)で属出可能。					
	新加算 (6月以降分) は5月15日 (居宅系) 又は6月1日 (施股系) ※ただし、期日までに提出した届出の内容についても、6月15日までは変更可能。					

### (参考3) サービス類型ごとの加算率一覧

サービス 区分	(夜間対 応型) 妨 間介護、 定期選回	(予防) 助開入浴	(地密) 通所介護	(予防) 適所リハ ピリテー ション	(地密) (予助) 特定居者 (本語)	(予防) 原知症対 応型通所 介護	(看護) (予防) 小規能型 衛介護	(予助) 即知症対 応型共同 生活介護	(地密) 介護福祉 (予助) 短所介護	(予防) 短期入所 服養介護	介護医療 院、(原 原、 原 原 原 原 原 原 原 原 の 原 の 原 の 原 の の の の
新加算I	24.5%	10.0%	9.2%	8.6%	12.8%	18.1%	14.9%	18.6%	14.0%	7.5%	5.1%
新加牌工	22.4%	9.4%	9.0%	8.3%	12.2%	17.4%	14.6%	17.8%	13.6%	7.1%	4.7%
新加算亚	18.2%	7.9%	8.0%	6.6%	11.0%	15.0%	13.4%	15.5%	11.3%	5.4%	3.6%
新加算Ⅳ	14.5%	6.3%	6.4%	5.3%	8.8%	12.2%	10.6%	12.5%	9.0%	4.4%	2.9%

※上記のほかに、現行3加算の加算率に今般の改定による加算率の引上げ分を上乗せした新加算V(1)~44を用意。

お問い合わせ先 厚生労働省相談窓口

(加算の一本化) 電話番号: 050-3733-0222

受付時間: 9:00~18:00 (十日含む)

計画書の様式や 各種の参考資料は 原労省HPに掲載 (順次更新) ⇒



# 令和6年度以降の計画書の提出について

厚生労働省より、処遇改善計画等の様式見直しに伴い、令和6年度の当該加算における改善計画書については、「4月及び令和6年5月分を算定する場合は、同年4月15日までに行うこととする予定」と事務連絡が発出されました。

各都道府県介護保険担当課(室) 各市町村介護保険担当課(室)

各介護保険関係団体

御中

一 厚生労働省老健局老人保健課

# 介護保険最新情報

## 今回の内容

「令和6年度の「介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算・介護職員等 ベースアップ等支援加算処遇改善計画書」 に係る提出期限について」の送付について 計1枚(本紙を除く)

Vol.1195

令和6年1月11日

厚牛労働省老健局老人保健課

事務連絡

都道府県 - 市区町村 介護保険担当主管部(局) 御中

厚生労働省老健局老人保健課

令和6年度の「介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算・ 介護職員等ベースアップ等支援加算処遇改善計画書」に係る提出期限について

平素より、厚生労働行政の推進につきまして、御協力を賜り、厚く御礼申し上 ずます

現在、介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算(以下「処遇改善加算等」という。)について、処遇改善計画書等の様式の見直しを検討しており、見直し後の様式については2月末目処で発出する予定です。

そのため、処遇改善加算等の計画書の提出については、

- 通常、処遇改善加算等を算定する月の前々月の末日までに行うこととしているところですが、
- ・ 令和6年4月及び5月分を算定する場合は、同年4月15日までに行うこととする予定

ですので、管内の介護サービス事業所等に周知を図るようお願いいたします。

なお、6月以降は、処遇改善加算等を新加算に一本化する予定となっておりま すので、それに関する届出等については追って連絡いたします。